

木造住宅合理化システム認定規程

公益財団法人日本住宅・木材技術センター

(目的)

第 1 条 この規程は木造住宅合理化システムの認定に関し、必要な事項を定めることによりその普及を促進し、もって木造住宅の生産における合理化の推進、住宅の質の向上による国民の利益の増進に寄与することを目的とするものであり、認証業務品質マニュアル (HW-U1011-2002) に基づく個別規程として定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
合理化システム	木造軸組工法による合理化された生産・供給システムをいう。
認定システム	認定された合理化システムをいう。
基準性能タイプ	基準性能タイプの技術基準を満たした合理化システムのタイプをいう。
長期性能タイプ	長期性能タイプの技術基準を満たした合理化システムのタイプをいう。
規格委員会	第 18 条第 1 項の規定に基づき、木造住宅合理化システムに関する規程・基準等の制定又は改正の審議を行う委員会をいう。
審査委員会	第 18 条第 2 項の規定に基づき、認定の審査を行う委員会をいう。
センター	公益財団法人日本住宅・木材技術センターをいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規程における認定の対象とする木造住宅は、木造軸組工法による合理的な生産・供給システムであって、本規程第 8 条に規定する認定の要件を満足するものに適用するものとする。

(認定)

第 4 条 センターは、認定書 (規程様式 1 又は規程様式 10) を交付して認定を行うものとする。

- 2 センターは、申請者から認定の申請又は更新があった場合には、当該申請を第 8 条に規定する認定の要件に照らし、認定の適否を決定するものとする。
- 3 認定の適否の決定にあたっては、第 18 条第 2 項に規定する審査委員会の意見を聞いて行うものとする。
- 4 センターは、第 1 項の認定書の交付に際し、認定を受けるにあたっての約定書 (規程様式 3) の提出を求めるものとする。
- 5 センターは、認定書を交付したときは、認定の結果を公表するものとする。
- 6 第 2 項の決定が認定に値しないとした場合には、当該申請者に対し、認定をしない旨の通知書 (規定様式 4) を発行するものとする。

(認定の有効期間)

第 5 条 第 10 条及び第 11 条の規定に係る認定の有効期間は、原則として 3 年間とする。

(認定の失効)

第 6 条 次のいずれかに該当する場合、当該認定は失効するものとする。

- (1) 認定システムの供給を中止する旨の届出があったとき。
- (2) 認定期間満了にともなう更新をしなかったとき。
- (3) 申請者が破産し、復権を得ないことが判明したとき。
- (4) 前各号に準じた事情が発生したとき。
- (5) 第 17 条の規定により認定取り消しの措置を受けたとき。

2 認定が失効した場合、センターはその旨を当事者に通知するとともにホームページに公表するものとする。

(表示)

第 7 条 認定システムの住宅を供給する者が、マークを添付する場合の表示方法は、センターが定める表示基準 (HW-合理化002-2014) によるものとする。

(認定の要件)

第 8 条 認定の要件は、申請に係る合理化システムの内容が次の各項に適合しているものとする。

- (1) 生産・供給において合理化された提案があること。
- (2) 性能が別途定めるものと同様以上であること。
- (3) 規模・平面・立面に選択性を有すること。
- (4) 完成後の長期の維持管理補修サービス及び保全計画ができること。

2 前項の認定の要件に係る技術基準 (HW-合理化003-2014) は、規格委員会の意見を聴いてセンターが別に定めるものとする。

(申請者の要件)

第 9 条 この規程に係わる申請者は、木造住宅の供給を行うことを業とする者で、建設業法による建設業許可を受けた者又はそれらのグループとする。ただし、グループでの申請において、申請名義人が認定システム運用の責任を負い、建設業許可を有するグループ構成員が住宅を供給する場合に限り、申請名義人が建設業許可を有していない場合でも可とする。

2 第 1 項の申請者は、本規程に基づくセンターとの連絡調整、指示及び義務の遂行並びに需要者からの問い合わせ、苦情等への対応を適切に行う義務を負うものとする。

(認定の新規申請)

第 10 条 新たに認定を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、申請書 (規程様式 5) をセンターに提出するものとする。

2 前項の申請書の受付等は、認定実施要領 (HW-合理化004-2014) に定めるところによるものとする。

3 申請者は認定の申請に当たって、認定等手数料 (HW-合理化008-2014) をセンターに納入しなければならない。

(認定の更新申請)

第 11 条 認定を受けた者が、第 5 条の規定による認定の有効期間満了に伴い当該認定システムについて、引き続き認定を受けようとする場合には、更新申請書 (規程様式 6) を所定の時期にセンターに提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付等は、認定実施要領 (HW-合理化004-2014) に定めるところによるものとする。

3 申請者は認定の申請に当たって、認定等手数料 (HW-合理化008-2014) をセンターに納入しなければならない。

(変更の申請・届出)

第12条 認定を受けた者は、第5条の規定による認定の有効期間内に認定あるいは申請に係る内容に変更が生じる場合には、その内容を記載した変更申請書(規程様式7)又は変更届(規程様式8)を速やかにセンターに提出し、所要の措置を受けなければならない。

2 前項の申請書並びにセンターの行う措置は、認定実施要領(HW-合理化004-2014)に定めるところによるものとする。

(認定の審査)

第13条 認定の新規申請及び更新申請があった場合、センターは事務局による予備審査を実施するものとする。

2 前項の事務局による予備審査において適切と判断されたものについて、センターは審査委員会に審議を要請するものとする。

(サーベイランス)

第14条 センターは、認定システムに関し必要があると認めるときは、認定を受けた者又は認定システムを供給した者に対し、実地調査等を行うことができるものとする。

(警告措置)

第15条 サーベイランス等により、認定を受けた者が規定に定める義務の履行をおろそかにしていることが判明した場合、センターは警告を発し、所定の措置を指示することができるものとする。

(認定の一時停止)

第16条 サーベイランス等により、認定システムの要件を満足していないことが判明した場合、センターは認定を一時停止することができるものとする。

2 センターは、第1項により認定を一時停止するときは、その旨を当該認定を受けた者に通知し、所定の措置を指示するものとする。

(認定の取り消し)

第17条 センターは次のいずれかの場合には、審査委員会の意見を聴いて、該当する認定を取り消すことができる。

(1) 認定システムについて、認定の要件を満足することが困難であると判断されたとき。

(2) 第15条の規定による警告措置又は第16条の規定による認定の一時停止を受けた場合の対応が著しく不誠実かつ悪質と見なされたとき。

2 センターは第1項の規定に基づき認定を取り消そうとする場合には、あらかじめ、当該認定を受けた者に対しその旨を通知するとともに、意見の陳述又は説明資料の提出の機会を与えるものとする。ただし、通知の日から1ヶ月を経過しても、意見の陳述又は説明資料の提出がない場合には、その機会を放棄したものと見なす。

3 センターは認定を取り消したときは、これをホームページ等で公表するものとする。

4 センターは、第1項の規定に基づき認定の取り消しを受けた者が、当該認定に係る認定システムについて新たに認定の申請をする場合、認定の取り消しを受けた日から起算して3年間は、当該申請書を受理しないものとする。

(委員会)

第18条 センターは、合理化システムに関する規程・基準類の制定又は改正の審議を行うための規格委員会を設置する。

2 センターは、申請に係る合理化システムに関する認定の審査を行うための審査委員会を設置する。

3 第1項及び第2項の委員会はセンターから審議又は審査の要請があったときは、それを

行い、その結果をセンターに報告するものとする。

- 4 規格委員会の委員は中立的な立場の学識経験者及び需要者の中から、また、審査委員会は中立的な立場の学識経験者の中から、それぞれセンターが委嘱するものとする。
- 5 センターは前項による常任の委員のほかに、専門的事項を審議するため必要となる学識経験を専門委員として、期間を限定して委嘱することができる。
- 6 審査委員の委嘱にあたり、センターは別に定める審査委員誓約書（規程様式9）の提出を求めるものとする。
- 7 委員会の運営に関する必要事項は、委員会運営要領（HW-合理化005-2014）に定めるところによるものとする。

（秘密保持義務）

第19条 第18条の委員会の委員及びセンターの役職員であった者は、本規程に基づく認定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（苦情処理）

第20条 センターは、認定システム及びその認定に関する異議申し立て、苦情及び紛争について、必要な処理を行うものとする。

（資料の提出及び調査）

- 第21条 センターは、認定システムに関する報告、第15条及び第16条の措置方法等に関して、必要に応じて資料の提出を求めることができる。
- 2 センターは、認定システムの生産供給等の状況を把握するため、必要に応じ、使用現場等の調査を行うことができるものとする。
 - 3 本規程により認定を受けた者は、第1項及び第2項の規定に基づきセンターの行う資料の提出要請又は調査に応じなければならない。

（普及の促進）

第22条 センターは、合理化システムの普及に関し必要な措置を講ずるものとする。

（雑則）

第23条 センターは、この規程に基づく業務推進に必要な要領等について、別に定めるものとする。

（付則）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に旧規程に基づく新規申請及び更新申請の受付が行われたものは、この規程の施行後においても旧規程による認定が行えるものとする。

制定 : 平成15年6月1日 住木技15第125号
施行 : 平成15年6月1日
一部改正 : 平成18年4月3日 住木技18第76号
一部改正 : 平成19年9月1日 住木技19第284号
一部改正 : 平成23年4月1日 住木認23第30号